



# 防炎

消防法に位置づけられた「防炎規制」では、燃えにくい性質を「防炎性能」といい、

消防法に定められた防炎性能基準の条件を満たしたものを「防炎物品」と呼んでいます。

高層マンションや不特定多数の人が出入りする防火対象物では、火災が発生した場合に人命危険に至る可能性が大きいことから、消防法で防炎物品の使用が義務付けられています。

※防火対象物では防炎ラベルが付いていないカーテンは使えません。防炎ラベルが必要な場合は、ご注文時に購入店へご依頼ください。ご依頼がなければ防炎ラベルはお付けしておりません。

## 防炎物品を使用しなければならない防火対象物

1 消防法で指定されたもの（消防法第8条の3第1項）

高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街

2 政令で指定されたもの（消防法施行令第4条の3）

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場または観覧場
	ロ 公会堂または集会場
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場またはダンスホール
(3)	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(4)	1 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
(5)	2 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
	3 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診察所または助産所
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）
	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更正施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者自立支援法第5条第7項、第8項、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）
	ニ 幼稚園または特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(12)	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ又は（12）項ロに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の3)	建物の地階（（16）の（2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

## 防炎物品の種類と防炎ラベル

防炎物品の種類	物品ラベルの様式	材料ラベルの様式
カーテン暗幕	水洗い洗濯及びドライクリーニングについての基準に適合するもの	消防庁登録者番号  登録者登録者名 公認耐火品人 日本防炎協会
	水洗い洗濯についての基準に適合するもの	消防庁登録者番号  登録者登録者名 公認耐火品人 日本防炎協会
	ドライクリーニングの基準に適合するもの	消防庁登録者番号  登録者登録者名 公認耐火品人 日本防炎協会
	洗濯後は再防炎処理の必要があるもの	消防庁登録者番号  登録者登録者名 公認耐火品人 日本防炎協会
どん帳・舞台幕		消防庁登録者番号  登録者登録者名 公認耐火品人 日本防炎協会

※防炎表示は消防庁長官によって「登録表示者」として登録された業者に限られています。

※防炎ラベルが必要な場合は、ご注文時に購入店へご依頼ください。ご依頼がなければお付けしておりません。

※防炎ラベルは、縫付、ちょう付、下げ札等の方法で見やすい箇所に取り付けることになっています。

※消臭剤、芳香剤スプレー等は防炎性能を阻害するおそれがあります。

下げ札またはちょう付  
カーテンなどの原反に  
付けられているもので、  
物品ラベルと同様に  
耐洗濯性の表記が  
されています。